

日光市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針

1 特定個人情報等の保護に関する考え方

日光市では、「行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）及び「日光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」（平成 27 年日光市条例第 40 号。以下「番号条例」という。）に定められた事務において個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う。番号法においては、「日光市個人情報保護条例（平成 18 年日光市条例第 11 号）」に定められる措置の特例として、特定個人情報等の利用範囲を限定させる等、より厳格な保護措置を定めていることから、日光市における管理体制及び取扱要領を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱うものとする。

2 特定個人情報等の保護方針

特定個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱う。

（1）法令遵守

特定個人情報等の適正な取扱いに関する法令等を遵守する。

法令等には、次のものを含むものとする。

- ・番号法
- ・番号条例
- ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 6 号）
- ・日光市個人情報保護条例
- ・日光市個人情報保護条例施行規則（平成 18 年日光市規則第 18 号）
- ・日光市情報セキュリティ基本方針（平成 18 年）

（2）安全管理措置

特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

（3）適正な収集・保管・利用・廃棄、目的外利用の禁止

特定個人情報等は、番号法に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集・保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄する。また、目的外利用を防止するための措置を講ずる。

(4) 委託・再委託

特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先（再委託先を含む。）において、番号法に基づき日光市自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

(5) 継続的改善

特定個人情報等の保護に関する取扱要領及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努める。

3 適用期日

この基本方針は、平成27年12月25日から適用する。